

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



## 【表紙】

【提出書類】

変更報告書 No. 7

【根拠条文】

法第27条の25第1項に基づく報告書

【提出先】

関東財務局長

ゴールドマン・サックス証券会社東京支店  
(ゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッド)

【氏名又は名称】

社長 持田 昌典

英国領バージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、  
ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

平成17年11月30日

【提出日】

平成17年12月6日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

2名

【提出形態】

連名

## 第1【発行会社に関する事項】

## 1【発行会社】

発行会社の名称	(株)デジタルアドベンチャー
会社コード	4772
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	東京都港区南青山2丁目14-17

## 第2【提出者に関する事項】

### 1【提出者(大量保有者) / 1】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs (Japan) Ltd.
住所又は本店所在地	英国領 パージン・アイランド、トルトラ、ロード・タウン、ロマスコ・プレイス、ウィックハムズ・ケイ1、私書箱3140
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	社長
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

## (3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	1,366,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 1,366,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 1,366,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 16,529,018
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	8.26
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	8.26

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2005年10月3日	普通株	14,000	処分	(貸借)
2005年11月24日	普通株	11,000	処分	(貸借)
2005年11月25日	普通株	3,000	処分	(貸借)
2005年11月28日	普通株	1,000	処分	(貸借)

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 1,366,000株の借入
--------------------------



## 第2【提出者に関する事項】

### 2【提出者(大量保有者) / 2】

#### (1)【提出者の概要】

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人( )
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

##### ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

##### ③【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Patrick J. Ward
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券会社東京支店 業務管理部 古田 由紀子 / 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1744

#### (2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	828,000		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証券 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 828,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 828,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 17年10月31日現在)	S 16,529,018
上記提出者の 株券保有割合 (%) (Q/(R+S) × 100)	5.01
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	3.97

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価 (貸借)
2005年10月3日	普通株	14,000	処分	(貸借)
2005年11月2日	普通株	84,001	処分	(貸借)
2005年11月4日	普通株	1	取得	(貸借)
2005年11月25日	普通株	30,000	取得	
2005年11月28日	普通株	111,000	取得	
2005年11月29日	普通株	34,000	取得	
2005年11月30日	普通株	138,000	取得	(一部貸借)



### 第3 【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4 【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1 【提出者及び共同保有者】

(1) Goldman Sachs (Japan) Ltd.

(2) Goldman Sachs International

#### 2 【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1) 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	2,194,000		
新株引受権証券（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 2,194,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 2,194,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

##### (2) 【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 17年10月31日現在)	S 16,529,018
上記提出者の 株券保有割合（%） (Q/(R+S)×100)	13.27
直前の報告書に記載された 株券保有割合（%）	12.23



15 November 2004

TO: Chief of Kanto Financial Bureau  
Proxy: Goldman Sachs (Japan) Ltd.  
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower  
10-1, Roppongi 6-Chome  
Minato-ku, Tokyo 106-6147  
Japan

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs (Japan) Ltd. as its proxy in Japan :

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this 15<sup>th</sup> day of November 2004.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: Richard J. Levy  
Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

By: Oliver S. R. Buxton  
Name: Oliver S. R. Buxton  
Title: Assistant Secretary

(訳文)

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

ロンドン市 EC4A 2BB、フリート・ストリート 133、ピーターボロ・コートに所在する我々ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス・ジャパン・リミテッドに関し我々の適法な代理人に選任する。

1. 証券取引法第2章の3「株券等の大量保有の状況に関する開示」(以下「ルール」という。)に基づき必要な各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. 報告書の複写をルールによって定められた関係者に送付すること。

我々は、当該代理人により、前記に関連して調印されたすべての書類をここに承認する。

上記を証するために、本委任状は2004年11月に証書として正当に作成された。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

\_\_\_\_\_  
(署名)

マネージング・ディレクター

\_\_\_\_\_  
(署名)

アシスタント・セクレタリー